

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(劇物) 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、四の三 (略) 四の四 <u>リーニールアミノール</u>四一(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンノイル」ブチルルーレーアラニルルーレーアラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、リーニールアミノール四一(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンノイル」ブチルルーレーアラニルルーレーアラニンとして一九%以下を含有するものを除く。 四の五 <u>リーアミノメチル</u>三・五・五トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロンジアミン) 及びこれを含有する製剤 四の六 <u>リー</u> (アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、<u>リー</u> (アミノメチル) ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。 五、十八 (略) 十八の二 (一R・二S・三R・四S) ー七ーオキサビシクロ「二・二・二」ヘプタンー二・三ージカルボン酸(別名エンドタル)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・二S・三R・四S) ー七ーオキサビシクロ「二・二・二」ヘプタン	(劇物) 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、四の三 (略) 四の四 <u>リーニールアミノール</u>四一(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンノイル」ブチルルーレーアラニルルーレーアラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、<u>リーニールアミノール</u>四一(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンノイル」ブチルルーレーアラニルルーレーアラニンとして一九%以下を含有するものを除く。 四の五 <u>リー</u> (アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、<u>リー</u> (アミノメチル) ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。 五、十八 (略) 十八の二 (一R・二S・三R・四S) ー七ーオキサビシクロ「二・二・二」ヘプタンー二・三ージカルボン酸(別名エンドタル)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・二S・三R・四S) ー七ーオキサビシクロ「二・二・二」ヘプタン

一・二・三—ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ一四・七—メタノー—H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八一ノナクロロ一・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ一四・七—メタノー—H—インデン、四・五・六・七・八・八一ヘキサクロロ一三a・四・七・七a—テトラヒドロ一四・七—メタノーインデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一三a・四・七・七a—テトラヒドロ一四・七—メタノーインデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ一四・七—メタノー—H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八一ノナクロロ一・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ一四・七—メタノー—H—インデン、四・五・六・七・八・八一ヘキサクロロ一三a・四・七・七a—テトラヒドロ一四・七—メタノーインデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一三a・四・七・七a—テトラヒドロ一四・七—メタノーインデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含有するものを除く。

十九—三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

一・二・三—ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ一四・七—メタノー—H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八一ノナクロロ一・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ一四・七—メタノー—H—インデン、四・五・六・七・八・八一ヘキサクロロ一三a・四・七・七a—テトラヒドロ一四・七—メタノーインデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一三a・四・七・七a—テトラヒドロ一四・七—メタノーインデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ一四・七—メタノー—H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八一ノナクロロ一・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ一四・七—メタノー—H—インデン、四・五・六・七・八・八一ヘキサクロロ一三a・四・七・七a—テトラヒドロ一四・七—メタノーインデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一三a・四・七・七a—テトラヒドロ一四・七—メタノーインデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含有するものを除く。

十九—三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 四―「六―(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ」―四―シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (2) 「二―アセトキシ―(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン」マロニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤
- (4) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフェニル)―四―エチルスルフィニル―H―ピラゾール―三―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (5) (39) (略)
- (40) N―(―シアノ―・ニージメチルプロピル)―二―(二・四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (41) N―「(RS)―シアノ(チオフエン―ニール)メチル」―四―エチル―二―(エチルアミノ)―一・三―チアゾール―五―カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- (42) 四―シアノ―四―ビフェニルⅡトランス―四―エチル―シクロヘキサノカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (43) (71) (略)
- (72) 四―シアノ―三―フルオロフェニルⅡ四―ヘプチルベンゾア―ト及びこれを含有する製剤
- (73) 四―シアノ―三―フルオロフェニルⅡ四―「(三E)―ペンタ―三―エン―イール」ベンゾア―ト及びこれを含有する製剤
- (74) 四―シアノ―三―フルオロフェニルⅡ四―(ペンチルオキシメチル)ベンゾア―ト及びこれを含有する製剤

- (1) 「二―アテトキシ―(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン」マロニトリル及びこれを含有する製剤
- (2) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフェニル)―四―エチルスルフィニル―H―ピラゾール―三―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (3) (37) (略)
- (38) N―(―シアノ―・ニージメチルプロピル)―二―(二・四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (39) 四―シアノ―四―ビフェニルⅡトランス―四―エチル―シクロヘキサノカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (40) (68) (略)
- (69) 四―シアノ―三―フルオロフェニルⅡ四―ヘプチルベンゾア―ト及びこれを含有する製剤
- (70) 四―シアノ―三―フルオロフェニルⅡ四―(ペンチルオキシメチル)ベンゾア―ト及びこれを含有する製剤

- (76) (略)
- (77) αーシアノール四フルオロ一三フエノキシベンジル三
- (78) ニーシアノールニメチルニ「三」(二・四・六トリオキソテトラヒドロピリミジン五(二H)ーイリデン)ー二・三ージヒドローHーイソインドールーイリデン」アセトアミド(別名ピグメントイエロー一八五)及びこれを含有する製剤
- (79) Nーシアノメチルー四ー(トリフルオロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤
- (80) (略)
- (116) トランスー四ー(五ブチルー一・三ジオキサニールベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (117) 四ー「トランスー四ー「二ー(トランスー四ブチルシクロヘキシル)エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (118) 四ー「トランスー四ー(トランスー四ブチルシクロヘキシル)エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (119) 四ー「トランスー四ー(トランスー四ブチルシクロヘキシル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (120) (略)
- (132) トランスー四ー(五プロピルー一・三ジオキサニール)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (133) 四ー「トランスー四ー「二ー(トランスー四ブチルシクロ
- (134) 四ー「トランスー四ー「二ー(トランスー四ブチルシクロ

- (127) | (114) | (113) | (75) | (74) |
 }
 (126) | ド (別名フロニカミド) 及びこれを含有する製剤
 (略)
 トランスー四ー (五ープロピルー・三ージオキササンーニール
 (略)
 (127) | (114) | (113) | (75) | (74) |
 }
 (126) | ド (別名フロニカミド) 及びこれを含有する製剤
 (略)
 トランスー四ー (五ープロピルー・三ージオキササンーニール
 (略)
 (127) | (114) | (113) | (75) | (74) |
 }
 (126) | ド (別名フロニカミド) 及びこれを含有する製剤
 (略)
 トランスー四ー (五ープロピルー・三ージオキササンーニール
 (略)

「ヘキシル」エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(135) 四―〔トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(136) 〓
(163) 〓
(略)

三十三〓四十一 (略)

四十一の二・二・四―ジクロロ― α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルフアミド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四―ジクロロ― α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

四十一の三 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

四十二 二・三―ジ―(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサンを含有する製剤

四十三〓百九 (略)

2
(略)

(128) 四―〔トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(129) 〓
(156) 〓
(略)

三十三〓四十一 (略)

四十一の二・二・四―ジクロロ― α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルフアミド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四―ジクロロ― α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

四十二 二・三―ジ―(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサンを含有する製剤

四十三〓百九 (略)

2
(略)